

厚生科学研究費補助金  
政策科学推進研究事業

実質社会保障支出に関する研究－国際比較の視点から－  
(H13・政策-011)

平成13年度 総括研究報告書

主任研究者 清家 篤

平成14(2002)年3月

## 研究者一覧

主任研究者：

清家 篤 (慶應義塾大学商学部教授)

分担研究者：

宮島 洋 (東京大学経済学部教授)

勝又幸子 (国立社会保障・人口問題研究所  
総合企画部第3室長)

山田篤裕 (国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析部 研究員)

宮里尚三 (国立社会保障・人口問題研究所  
総合企画部 研究員)

研究協力者：

上枝朱美 (国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部客員研究員)

船津 潤 (国立横浜大学 国際開発研究科 2001年 経済学博士号取得)

# 目次

## はじめに

### 第1章 「純社会支出統計とはなにか－租税と公的・私的給付の連携を考える－」

勝又幸子……………1

## 第2章 海外調査報告

- |   |
|---|
| (1) スウェーデンにおけるマイクロ・シミュレーションモデル（MsM）の利用<br>山田篤裕……………17     |
| (2) カナダのマイクロ・シミュレーションモデル（DYNACAN）と年金制度について<br>宮里尚三……………29 |

## 第3章 調査報告

- |  |
|--|
| (1) 社会保障の周辺部分の分析－住宅政策と地方自治体の社会保障支出－<br>上枝朱美……………41 |
| (2) 福祉財政に関する文献サーベイ<br>船津 潤……………63                  |

## 第4章 翻訳版

- |   |                    |
|---|--------------------|
| 経済協力開発機構 雇用・労働・社会問題委員会提出労働市場・社会政策特別報告書<br>第52号「純社会支出 第2版」 | 勝又幸子・山田篤裕共訳……………75 |
|---|--------------------|

## 【付録】

- 研究成果の刊行に関する一覧表……………125
- 平成13年度 活動報告……………126
- 公開講座資料1 「純社会支出」(ヴィレム・アデマ) ………………127
- 公開講座資料2 「日本の社会支出が低い理由について」(勝又幸子) ………………137

## はじめに

OECD（経済協力開発機構）では、「実質社会支出」(Net Social Expenditures) の研究を進めており、その重要性は平成 12 年に報告書をまとめた「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」においても指摘された。社会保障費の国際比較では、給付のみならず税制や民間への権限の委譲等など、総合的な「移転」を見る必要がある。本研究は 2 年計画で実施される。研究事業全体を通して各国際機関がとりまとめている諸外国の社会保障給付費の違いを検証し、「実質社会支出」の議論を日本の制度に照らし併せて検討したうえで、日本の社会保障制度の特徴を明らかにすることが目標である。初年年度は、日本の数値の推計をおこないまたその方法自体の検討をおこなった。同時に 2001 年刊行された OECD の報告書 (Net Social Expenditure 2<sup>nd</sup> Edition) を参考としながら、諸外国についてもデータの検討した。また、OECD からヴィレム・アデマ氏 (OECD 社会政策課 エコノミスト) を招へいし、公開講座「純社会支出統計とは何か—粗税と公的・私的給付の連携を考えるー」を開催した。

公開講座に先立ち、ヴィレム氏が執筆し OECD から労働市場・社会政策特別報告書 第 52 号として刊行した「純社会支出 第 2 編」(Net Social Expenditure 2<sup>nd</sup> Edition) を本研究の分担研究者で翻訳し、純社会支出という新しい考え方を多くの研究者および社会保障行政関係者に知っていただく機会とした。

「日本と対スウェーデン・イギリス・フランス・ドイツ欧州四カ国における機能別社会保障支出の比較調査」を、在欧州の研究者コーベン・ヴレミングス氏 (ベルギー、リューベン大学社会学社会政策学科助教授) に委託した。報告書の内容については、本研究事業 2 年目の総括報告書において、翻訳分析をおこなう。

なお、社会福祉法人「恩賜財団母子愛育会」から、『政策科学推進研究推進事業』の助成として、若手研究者育成活用事業（リサーチレジデント）で研究協力者の上枝朱美氏を、外国人研究者招へい事業でヴィレム・アデマ氏を、そして外国の研究機関等への委託事業としてコーベン・ヴレミングス氏に欧州 4 国についての調査委託を行った。このように広範な研究と研究交流が実施できたのは、「恩賜財団母子愛育会」助成事業あってのことと心より感謝申し上げる。

## 第1章 「純社会支出統計とはなにか—租税と公的・私的給付の連携を考えるー」

勝又幸子

### 1. はじめに

日本の「社会保障給付費」の計算と国際機関への日本データの提供を行う業務を仕事上行ってきた経緯から、さまざまの分野の研究者および政策担当者から多くの質問を受ける機会がある。とくに、国際比較において先進諸国の中で際だって低い日本の社会保障支出の理由をたずねられることが近年多くなってきた。「社会保障給付費」のような、マクロ統計は決算や予算などの数値を集計する二次統計である。国内の費用統計の整備状況がよければ詳しいデータが入手できるが、そうでないとデータ自体が存在しないという制約があり、まずは「データ入手可能な範囲で計算する」という限界がある。また国際比較といつても、統一されたものが存在するわけでもなく、費用をまとめる国際機関によって定義や集計の方法が決められているものである。したがって、どのデータを見て「日本が低い」と考えるかによって、その理由はおのずと異なってくる。前者のデータの制約については、独自の推計をする以外に、存在しない集計データを入手することは出来ない。その意味ではブラックボックスであり、そこにもし「日本が低い」理由があったとすれば、二次統計の精度の問題であり、社会経済的、制度的要因ではなくなる。そのようなブラックボックスを抱えながら、「なぜ低いか」を問い合わせ続けるのは無理がある。そこで、独自推計の限界を意識しながらも、ブラックボックスの一部を明らかにする作業を「地方地自体の社会保障費」推計として行ってきた。<sup>1</sup>その結果によると、平成8年度を基準としておこなった推計の結果、地方自治体の社会保障給付費としてはおよそ7兆円が存在すると計算された。それは従来の給付費を1割増加させる費用規模であり、その結果、日本の社会保障給付費の規模は米国をしのいで対国民所得比で約19%を上回る。しかし、欧州諸国のように20%を遙かに上回り平均でも30%台という大幅な増加はおこらないのである。<sup>2</sup>この結果を踏まえてと、「日本が低い」理由を考えた結果をまとめたのが以下の記述である。

### 2. 費用の範囲の見直し

集計方法の相違によって日本の社会支出が低く見えるのではないかという点については、すくなくとも「地方自治体」の費用を追加推計しても、国際比較においてアメリカを除く欧州先進諸国との比較では依然として低い水準にある。しかし、国によって制度の枠組みが異なることから、例えどこまで公的制度と私的制度を区別して費用に含めるのかなどの定義上の相違が範囲の違いになって費用が小さくなっているということはないか。また

<sup>1</sup> 「我が国社会保障の水準に関する総合的研究」平成10年度厚生科学研究費政策科学推進研究事業、研究代表尾形裕也、において、分担研究3として発表した。

<sup>2</sup> 1993年度ILO基準社会保障給付費の対国民所得比の国際比較では、イギリスが27.2%、ドイツが33.3%、フランスが37.7%、スウェーデンが53.4%となっている。

は、税制の違いで、税制上の優遇措置で本来ならば支払うべき税金を低く押さえるような方法で、見えざる給付をしているから日本の支出は低く見えるのか。

これらの疑問に答えるべく純社会支出統計の定義にしたがって、日本の純社会支出を推計した。「義務化された私的社会支出」として、(企業年金制度の給付、自動車損害賠償保険)を追加した。企業年金では厚生年金基金、国民年金基金、農業者年金基金が含まれる。また法的には加入を強制しているが、その主体が民間の生命保険会社であるところの自賠責(自動車損害賠償保険)もこれに加えた。自賠責の財源は6割が国庫4割が私的保険であるが、運営と給付は私的セクターに任せられている。

アデマ(2001)によると、“義務化されている私的社会給付(mandatory private social benefits)では、雇用主や個人は、個々人のリスク分布構造や市場価格とは関係なく、その制度を採用することが強制されている。協約あるいは個人ベースで私的なものとしてその制度を採用することを、公的な財政上の介入が奨励しているということは、その制度を採用するかどうかの意思決定が、個々人のリスク分布構造や市場価格に100%基づいて行われているのではないということである(労使の団体協約により採用された社会給付あるいは協約ベースで雇用主によって契約された社会給付についても同じことが言える)。”

「任意の私的社会支出」としては、税制適格退職年金給付額、中小企業退職金給付、日本体育・学校健康センター法による給付を推計し加算した。「任意」か「義務化された」かの違いは、加入が強制ではないというところで区別した。しかし、実際はその区別はむずかしく、アデマ(2001)は“任意の私的社会給付(voluntary private social benefits)と法的に奨励された私的制度との間にはかなり共通する部分がある。”と述べている。<sup>3</sup>

---

<sup>3</sup>義務化されている私的社会給付(Mandatory private social benefits)としては以下のような諸外国の例が報告されている。(出所: Labour Market and Social Policy - Occasional Papers No.32, The Growing role of Private Social benefits by Willem Adema and Marcel Einerhand 1998)

例) デンマーク・スウェーデン・ドイツ・イギリスでは一定期間の傷病手当金は雇用主責任によって賃金として支払わなければならないと定められている。(普通は医療保険が傷病手当金すなわち傷病で働けない間の所得保障をおこなう。) 一定期間の例: ドイツ上限6週間、北欧諸国は上限2週間

例) 1993年にイギリス政府は雇用主が支払った傷病手当金の8割を償還払いした。

例) アメリカでは9つの管区でTDI(一時的障害保険制度)があり、精神および身体的理由で通常の労働に従事できない人々に給付される。TDIは一部は公的な基金によって運営されているが、民間保険による運営もおこなわれている。(1993年にはGDP0.01%)

例) デンマークの労働災害補償保険は民間保険によって運営されている。そして公的傷病手当金や障害手当に上乗せされる。(GDPの0.16%)

例) アメリカにおける労働災害補償も公的及び民間の保険で構成される。(公的保険の給付はGDPの0.17% 1993年) 民間保険の給付はGDPの0.46% 1993年

例) イギリスの企業年金(1993年でGDP比率で2.1%)

例) イギリスでは、公的報酬比例年金(SERPS)への加入を免除された人は個人年金や企業年金において最低基準の決められた年金に加入しなければならない。

次に、租税制度との関係をみた。給付に係る直接税としては、公的年金給付に係る所得税を、また国民健康保険を前提として医療保険料負担を推計した。また、給付の受給者による消費にかかる間接税については、OECD の示した方法によって消費税分の負担を計算した。また社会目的のための税制優遇措置を考慮し、その優遇措置が無かつたら支払われたであろう歳入を推計した。

給付に係る直接税としては公的年金にかかる社会保険料（国民健康保険保険料）の割合をミクロデータから推計し平均 2.86%と仮定した。公的年金にかかる所得税の割合は高齢者世帯の 1 人当たり公的年金収入に対する公的年金にかかる所得税の割合を用いて推計し、その平均率 0.77%を老齢（退職）現金給付にかけて算出した。<sup>4</sup>中小企業退職金給付に対する所得税については、国税庁のデータより退職所得の支払金額に対する源泉徴収額の割合を用いてその平均率（2.01%）を算出し推計した。

税制優遇については、社会的理由で設けられている税制優遇か否かが条件なので、下の表における NET SOCX TBSP で○印がついているところが対象と考えられる。基礎控除や配偶者控除、配偶者特別控除などは含まれていない。

項目		所得税(国税)	NETSOCX TBSP	減収額	備考
		(兆円)			
基礎的な人控除	基礎控除	380,000	×	2.2	
	配偶者控除	380,000	×		
	同居特別障害者		×		
	老人控除対象配偶者(70歳以上)(A)	480,000	○	0.8	
	同居特別障害者		○		
	同居特別障害者加算(B)	+ 350,000	○		
	配偶者特別控除(最高)	380,000	×	0.5	
	扶養控除	380,000	○		
	扶養親族	380,000	○		
	年少扶養親族(16歳未満)(C)	480,000	○		
特別な人控除	特定扶養親族(16歳以上23歳未満)注(D)	630,000	○		年少加算=0.2兆円 注)平成12年度改正案で加算廃止
	同居特別障害者		○		
	老人扶養親族(70歳以上)(F)	480,000	○	2.2	
	同居特別障害者		○		
	同居老親等加算(G)	+ 100,000	○		
	同居特別障害者加算(G)	+ 350,000	○		
	老年者控除(本人)		○		65歳以上で所得金額の合計(収入から給与所得控除等の必要経費控除後)が1000万円以下の人
	障害者控除	500,000	○		
	障害者(本人・配偶者・扶養親族)	270,000	○		
	特別障害者(同上)	400,000	○		
寡婦控除(本人)	寡婦	270,000	○	0.1	
	特定の寡婦加算	+ 80,000	○		
	寡夫控除(本人)	270,000	○		
	勤労学生控除(本人)	270,000	○		

(資料：財務省 税制調査会資料等を参考に作成 1997年度)

#### [前頁よりつづき] 任意の私的社会支出 (Voluntary private social benefits)

例) 労使協定によって提供された給付 典型は米国の企業が従業員のために用意する団体保険（医療）個人年金に対する企業の援助 これらは節税効果がある。

<sup>4</sup>厚生省「平成8年所得再分配調査」高齢者世帯の 1 人当たり公的年金収入に対する公的年金にかかる所得税の割合を用いて推計。

減収額の列のデータの詳細が公表されていないため、ここでは「扶養控除」の2.2兆円と「特別な人的控除」の0.1兆円を足し併せたものを、社会的目的による税制優遇措置における減収額とした。

間接税すなわち消費税などの政府に還流については、OECDの提案に沿って計算された。<sup>5</sup>

**社人研作成**

A. 民間最終消費支出 = 1	305,907	304,766
B. 政府最終消費支出	49,555	50,676
C. 政府サービス生産者、雇用者所得	37,203	37,757
D. A + B - C = 2	318,258	
E. General taxes (5110)	10,112	
F. Excises (5121)	9,764	
G. E + F = 3	19,876	
H. Taxes on production, sale, transfer, etc [5100] = 4	21,133	
I. Taxes on goods and services [5000] = 5	24,059	
J. Minimal estimate of indirect tax rate [G/D] = 6	6.2%	
K. Maximal estimate of indirect tax rate [I/A] = 7	7.9%	

注1) A,B,Cの項目は「平成12年版 国民経済計算年報」より

注2) E,F,H,Iの項目は「Revenue Statistics, 1999」より

注3) A,B,Cの項目は暦年ベースのデータを用いている。これは、C 政府サービス生産者、雇用者所得の項目に年度ベースがなく暦年ベースしかないとある。

OECDの方式により各国の間接税率は最小と最大の2つが計算されている。

**諸外国の間接税率(1997年)**

	J	K
オーストラリア	7.5%	12.2%
オーストリア	17.0%	19.4%
ベルギー	15.5%	19.7%
カナダ	11.2%	14.4%
チコ	18.2%	21.1%
デンマーク	25.5%	27.5%
フィンランド	23.1%	25.0%
ドイツ	14.1%	15.8%
アイルランド	20.7%	22.7%
イタリア	12.4%	17.2%
日本	6.2%	7.6%
韓国	11.4%	16.5%
オランダ	16.3%	19.3%
ニュージーランド	15.6%	18.2%
ノルウェー	25.1%	29.2%
スウェーデン	17.9%	19.5%
イギリス	14.9%	16.9%
アメリカ	5.2%	6.7%

J = Minimum

K = Maximum

<sup>5</sup> アデマ (2001) 3.2 間接税を参照。

年金保険料は拠出する時には非課税になっている。アデマ（2001）は“年金に対する税制優遇措置。社会目的のための税制優遇措置は、私的年金の採用を奨励することを目的とする政策を含む。私的年金保険料（拠出金）にたいする所得控除や、年金基金の資産収入への税制優遇措置などがあり、このような税制優遇措置の額は相当大きいものでありうる。たとえば、カナダでは私的年金基金制度（登録年金制度 RPPs や登録退職貯蓄制度 RRSPs）の資産収入に対する税負担の軽減措置は、1997 年に GDP の約 0.4% にのぼる。”と述べている。しかし、それにもかかわらず国際間で信頼できるデータが入手できないことを理由にこの税制優遇措置を、本体の計算にはふくめず「参考」にとどめている。日本もこの方法に従ってこれを税制優遇額の総額にはふくめていないが、これが大きな優遇政策であることに変わりはない。国際比較でみても下の表にあるように、日本の年金に対する優遇措

	合計	雇用主分	本人分
公的年金	3.2	1.6	1.6
国年	0.3		0.3
厚年	2.6	1.6	1.0
共済	0.3		0.3
企業年金	0.9	0.8	0.1
厚年基金	0.5	0.4	0.1
通年	0.4	0.4	僅少
個人年金	0.1		0.1
合計	4.2	2.4	1.8

置の規模はけして小さくない。

資料：旧大蔵省資料（単位：兆円）

表 年金対象の税制優遇措置額  
対GDP比率(単位%)

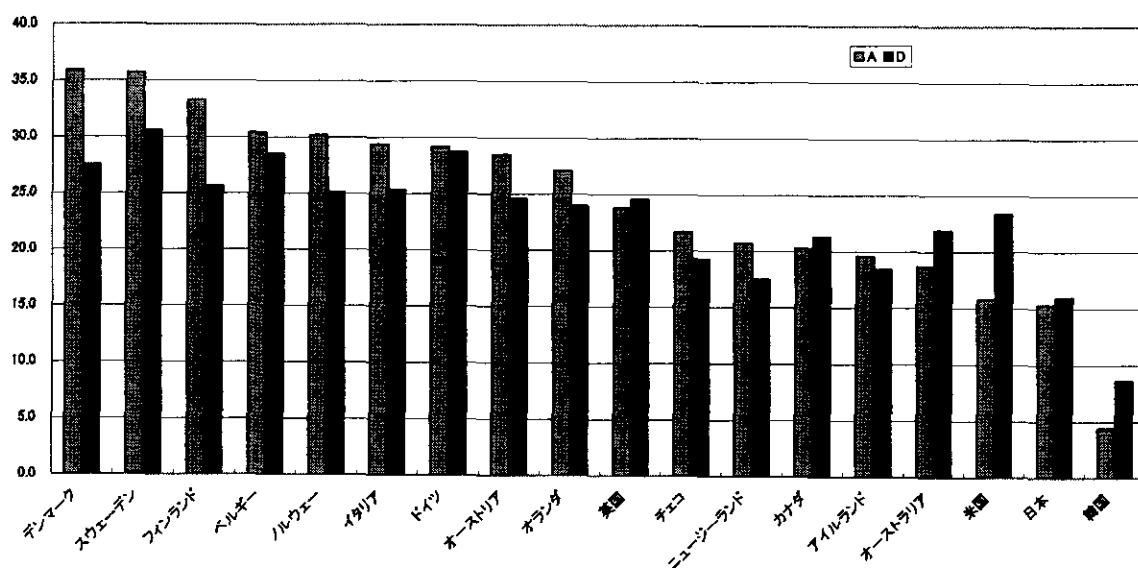
オーストラリア	1.6
オーストリア	0.0
ベルギー	..
カナダ	2.4
チエコ	..
デンマーク	..
フィンランド	0.0
ドイツ	0.1
アイルランド	2.7
イタリア	..
日本	0.9
韓国	0.0
オランダ	1.2
ニュージーランド	0.0
ノルウェー	0.0
スウェーデン	..
英国	2.7
米国	1.1

アデマ(2001)表7備考欄より作成  
(注)GDPは要素所得表示

### 3. 日本の社会支出の規模

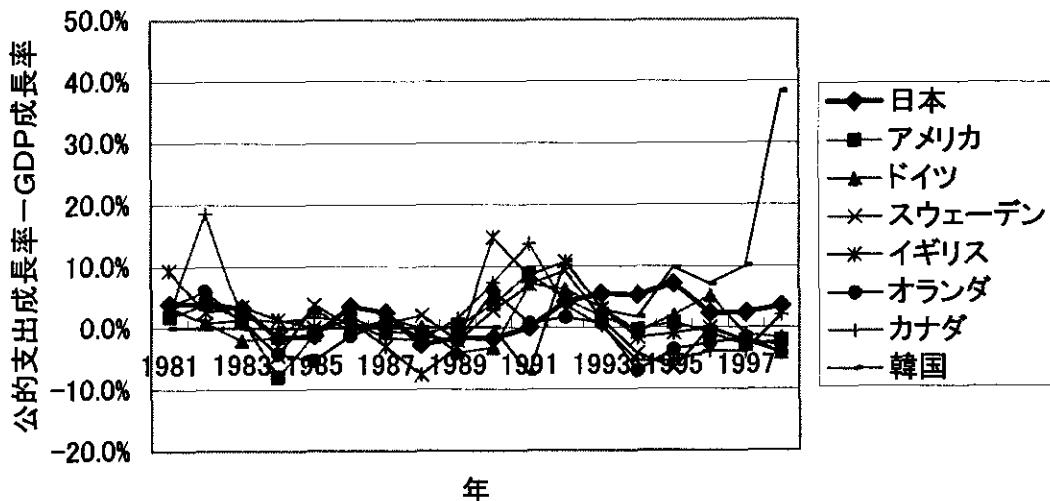
全段で検証したように、費用の範囲や考え方を見直しても国際比較における日本の位置は大きく変わらない。下の図はAで粗社会支出、Bで純社会支出の対GDP比率を比較したものだが、北欧諸国において、給付への課税が純支出を引き下げる動きがあること、市場を重視した民間主導の政策が強い米国において、大きく純支出が伸びていることがわかるが、日本についてはほとんど変化がない。

図 社会支出：粗支出と純支出の比較（1997年 対GDP比率 単位%）



時系列でみても、日本の社会支出は諸外国に比べて低い水準にとどまってきた。そこで、日本の経済成長は諸外国に比べて良好であったため、GDP比率で見ると低水準におさえられてきたとの指摘する向きがある。次の図では、経済成長の影響を除くために、公的支出成長率からGDP成長率を引いた数値を比較した。経済成長率の高さに助けられて、対GDP比率が低く押さえられていたのは1990年以前の話であり、1992年以降は経済成長率が他の先進諸国並に下落したため、むしろ公的支出の伸びの方が影響が大きくなっている。過去20年の公的社會支出の動向は、東西統一を果たしたドイツと経済金融危機を経た韓国以外の国では、日本をはじめとしてほぼ同様の傾斜で社会支出は伸びてきたといえるだろう。今後給付がこのまま上昇すると、経済低成長時代に徐々に対GDP比率は上昇をつづけると予想できるだろう。

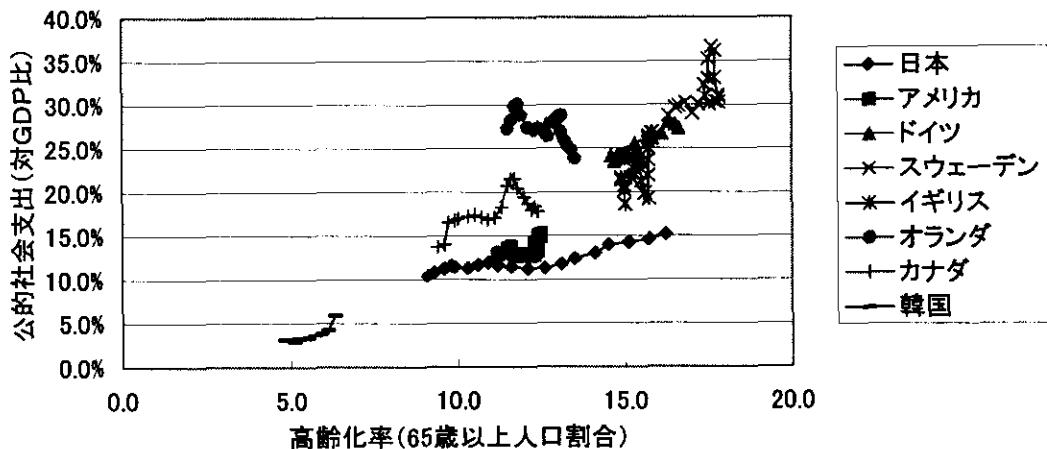
図 公的社會支出の対前年度伸び率  
1981～1998年



出典:OECD Social Expenditure Database 2001, OECD Health Data 2001

高齢化によって社会支出が増加していくことは諸外国においても同様の現象だ。過去において日本の高齢化率が諸外国に比べて低かったから、社会支出の規模が小さかったのではないかという意見がある。次の図をみてもわかるように、高齢化率では1990年代に入って急速に、その差が縮まってきたにもかかわらず、日本の社会支出は伸びなかった。

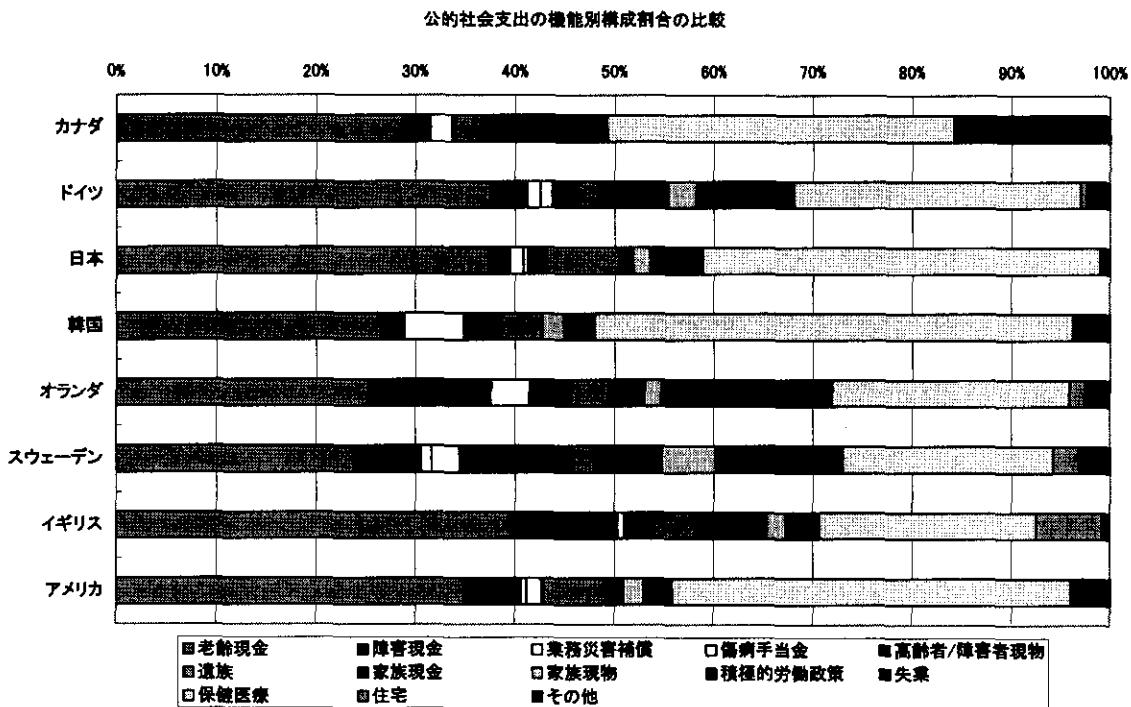
公的社會支出と高齢化  
1980～1998年



出典:OECD Social Expenditure Database 2001, OECD Health Data 2001

#### 4. 構造的特徴

日本の社会支出の構造的な違いが（すなわちどんな機能に対して給付が集中してきたか）社会支出が諸外国と比較して抑える要因になったのではないかと考えられる。



どの国においても大きな割合を占めているのが老齢現金と保健医療であることは共通している。しかし、支出が大きい諸外国では重要な機能たとえば、失業・家族・障害などが割合が比較的に小さい。

確かに日本の失業率は諸外国に比べて低く推移してきた。最新の完全失業率は 5.3%で、戦後最高を記録しているが、欧米諸外国の比ではない。そのうえ、失業給付の水準も低いことが次の 2 つの表をみるとよく分かる。

表 失業給付期間  
(単位:月)

カナダ	45週
ドイツ	12
日本	10
韓国	7
オランダ	60
スウェーデン	10
イギリス	6
アメリカ	6

出所「Benefit Systems and Work Incentives」(1999)

表 Net replacement rates

	Single 単身世帯	Married Couple 夫婦世帯	Couple 2children 夫婦+2子供	Lone parent 2children 単親+2子供
カナダ	63	65	69	68
ドイツ	60	60	74	71
日本	59	57	56	63
韓国	53	53	52	53
オランダ	75	83	85	83
スウェーデン	72	72	84	95
イギリス	50	61	64	54
アメリカ	60	60	61	62

注1)Net replacement ratesは失業時の最初の月の給付水準を基に算出されている。

注2)失業者は40歳で22年勤続が仮定。

注3)子供は6歳と4歳が仮定されており、児童手当給付は含まれない。

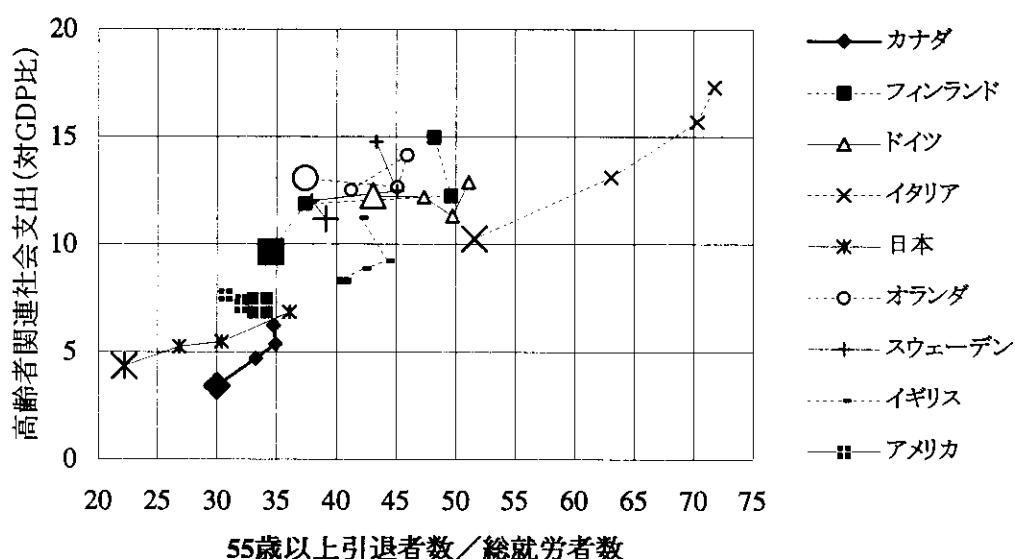
注4)給付は失業給付が主であるが、家族給付、住宅給付も含まれる。

注5)Net replacement ratesの算出には課税も考慮されている。

出所「Benefit Systems and Work Incentives」(1999)

#### 4. ライフサイクルにみる違い

引退者／就労者比率と対GDPでみた社会支出との関係  
1980、1990、1995、2000年



註: 大きく表示されているシンボルが1980年を表す。

出典: OECD(2001) p.178

人々のライフサイクルの違いも日本の社会支出が低くなっている理由のひとつである。上の図は横軸に全就労者に占める55歳以上人口の割合を示し、縦軸に社会支出の規模を対GDP比率でとっている。

日本の高齢者はぬきんでて引退が遅い。遅い引退は、就労所得を長い間えていることで、

公的年金などに依存する度合いが低くなる。高齢者の所得保障は、高齢化社会にあって大きな負担である。その負担が、高齢者の長い就労期間という、いわば日本人独自のライフスタイルゆえに軽くなっているといえよう。

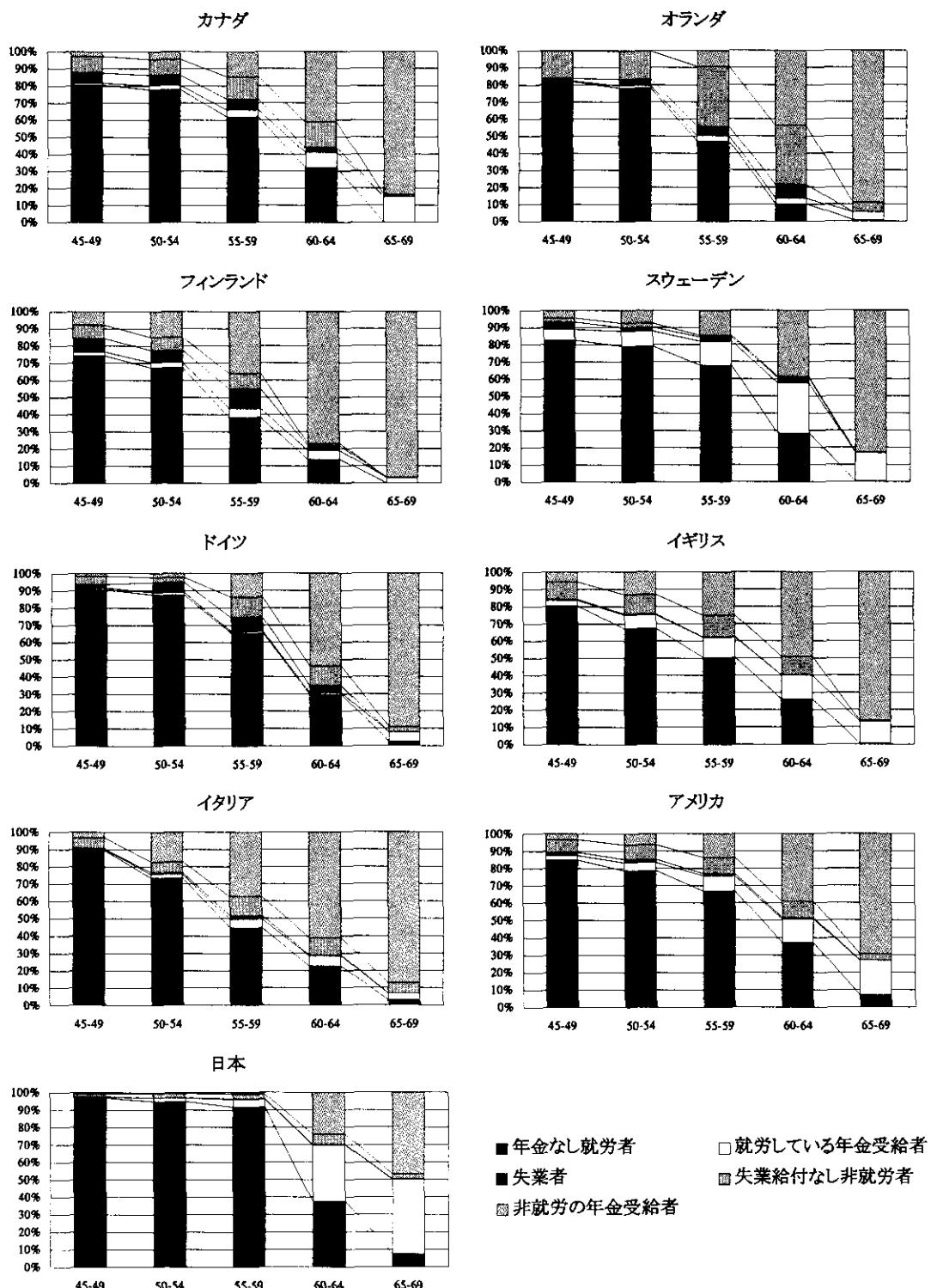
では、なぜ日本の中高年者は働くのか、次の棒グラフの黒い部分が年金無し就労者割合です。棒に点々の部分は公的年金受給者である。ほとんどの国で、制度上は年金の受給は65歳からになっているにもかかわらず、実際の退職年齢は55歳代から急速に増える。

次の図では8か国と比較しているが、日本の高齢者のうち60歳未満の者のほとんどが「年金が無く就労」している。すなわち欧州諸国では55歳から引退行動がはじまるのにたいして、日本では60歳の定年までは勤める人が圧倒的に多いことをしめしている。

(注：日本の65歳～69歳のところで、10%近くの高齢者が「年金が無く就労」となっているのは、前年の所得を聞いているからで、10%も無年金者が日本にはいるということではない。)

年金がまったく無いわけではないが、年金を受給しながら就労している高齢者が多いという事実は、日本の老後保障がまだ就労無しに生活できるほどの水準に達していないと考えるべきか、または、日本人は生涯現役志向が強く、がんばって働くのが価値観なのか、いずれにしても、長く労働市場にとどまるライフサイクルが欧米諸国には無い行動パターンであることは確かである。そのようなライフサイクルの違いが、社会支出の違いにあらわれていると考えることができよう。

### 1990年代における中高齢者男性の就労と給付状況



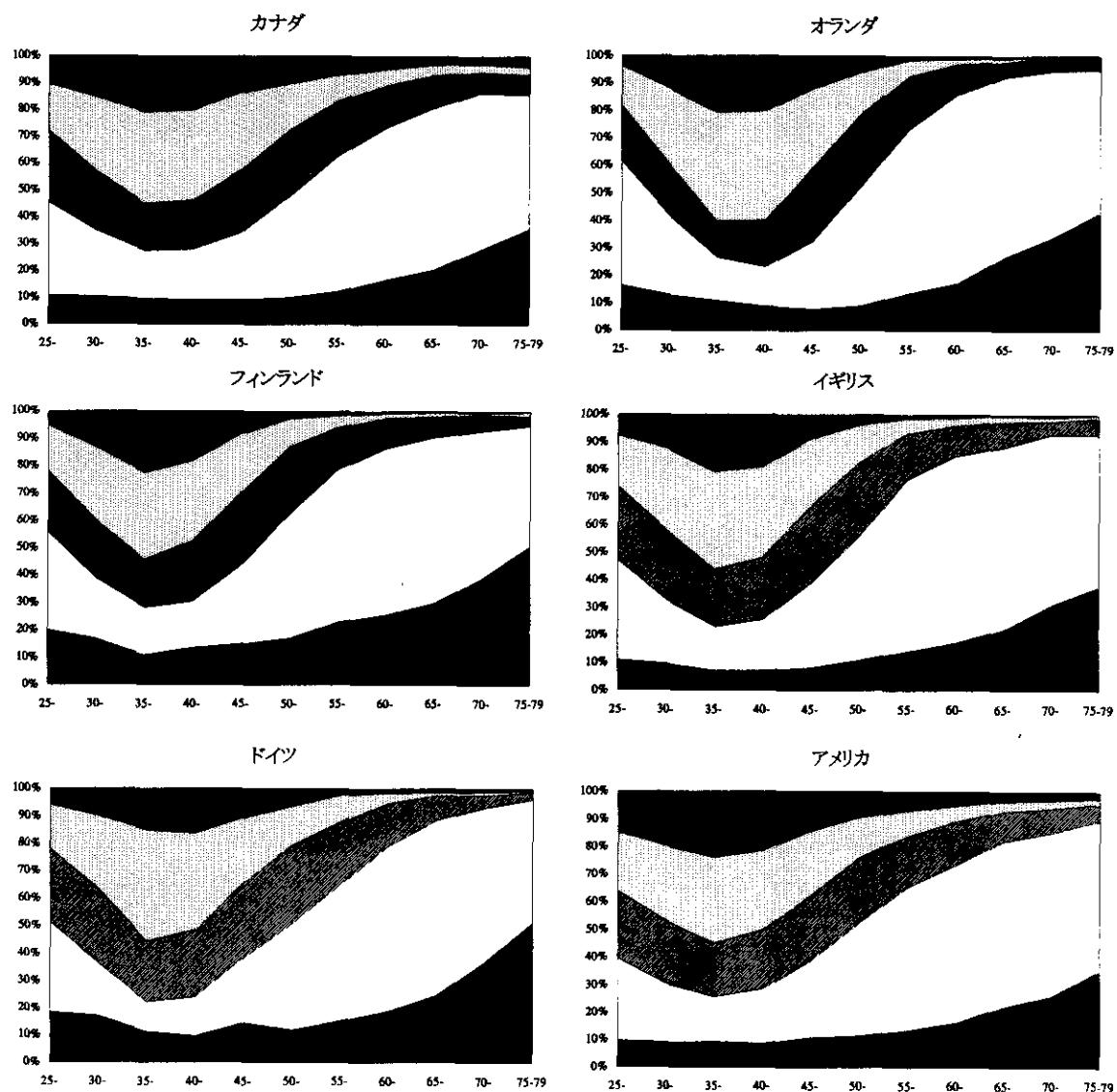
出典: OECD(2001) p.36 (元データは主にOECDによるルクセンブルグ所得研究アーカイブの再集計)

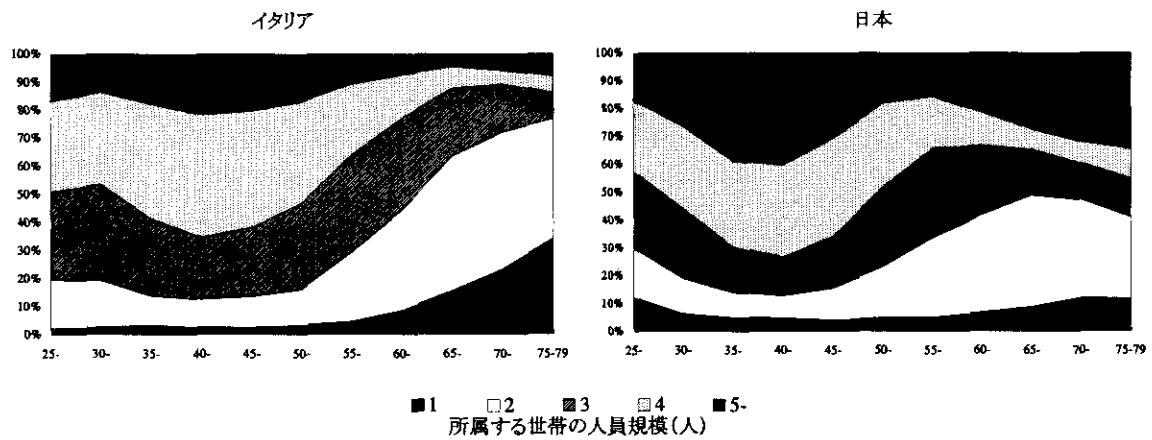
## 6. 世帯構造の違い

ここでは日本の中高齢者が置かれている環境の違いが、社会支出に影響を与えている可能性を指摘したい。次の図は横軸に年齢をとり、縦軸に割合をとって、面で各年代の世帯構造の変化を表している。もっとも下層が単身世帯、順に2人3人4人そして一番上の黒い層が5人以上の世帯である。

どの国でも単身世帯および2人世帯が圧倒的な割合になっている。この図から明らかのように、日本では高齢に達すると5人以上世帯が増える。それは、いまだに家族が高齢者と同居しているという証拠だ。すなわち、家族が経済的肉体的援助者となって高齢者を支えていくという拡大家族が比較的多く残っていることを示している。

所属する世帯の規模(年齢階級毎、1990年代半ば)





a) 所得調査から世帯人員規模は推計されているので、かならずしも各国の国勢調査の数値とは一致しない。  
スウェーデンの所得調査は課税単位で世帯を換算しているために、この図では示されていない。

出典：OECD(2001) p.33(元データは主にOECDによるルクセンブルグ所得研究アーカイブの再集計)

日本の世帯構造は高度経済成長期に急激な核家族化を遂げたと言われているが、諸外国にくらべてまだ高齢者が家族と同居する率は高く、それはまさに「日本の家族は含み資産」とかつて言わしめたような、文化的違いがある。

自分の年金だけでは自立した経済生活をおくれない高齢者は、子供世帯との同居で生活を維持しているかもしれない。また、身体的な弱りを、外部の福祉サービスの利用ではなく、同居中の嫁や子供の手を借りてカバーしているかもしれない。ただ、近年高齢者の単身世帯の割合は増加をつづけており、少子化や非婚化による、世帯単位の縮小がみられるなか、今後もこのような状況が日本の特徴でありつづけるかは疑問である。

## 7. まとめにかえて

「日本の社会支出はなぜ低いのか」という問い合わせ自体、本当に低いのかという根本的な問い合わせ無しに成り立たない。その意味で、純社会支出の考え方を丁寧になぞりながら、社会支出の範囲をもういちど検証し直す必要がある。追加費用の推計が、自賠責保険や税制適格年金などだけで十分なのか、他に費用として見落としているものは無いのか。再度見直す必要がある。また、見直しにおいて一つのキーワードとなるのは、「代替性」と「補完性」だろう。公的な制度や支出を中心とりまとめを行ってきた「社会支出」だが、そこには、支出の形態はとらないもののその社会にあって、費用の増加を抑制する機能を代替的にはたしている要因を考えることである。今回の考察のなかでは、高齢者の就労パターンと高齢者の年金状況、さらに高齢者がどのような世帯に生活の場をもとめているかを国際比較のなかから検討した。社会経済状況の違いが、例えば失業率の低さになってあらわれていると指摘する意見もある。それは、日本企業や公的セクターが、多くの余剰人員を内部に抱えたまま経済活動をつづけているという指摘にもあらわれている。公共事業費用の大きさは、建設土木に対する補助金のような働きをもっており、そこで雇用される人

の賃金を補填しているかもしれない。さらに言えば、銀行や生命保険会社などの金融業に対する「規制」は、企業保護の役割をはたしており、公的資金の投入とあわせて「失業」の増大の予防になっているかもしれない。

そのように考えてくると、「社会的」というキーワードが支出をかぎりなく広げていく。しかしそのすべてを社会支出ととらえていくのではなく、既存の制度や枠組みを「補完」していくものをまず「社会的」という範疇でとらえるべきだろう。本研究は、2年計画であり、平成14年度も継続する。まだ結論を出すのは早すぎる。最終報告書への発展に期待してほしい。

## 【付録】

### 「自動車損害賠償保障保険」

制度の説明：民法第 709 条によって加害者である相手方に損害賠償の請求ができる。この請求権を具体化したのが根拠法としての自動車損害賠償保障法である。日本では、自動車の保有者に本保険への強制加入が義務づけられている。

給付内容：負傷の治療費（実費ただし上限は 120 万円）休業補償費（収入減の実額ただし日額 5500～19000 の範囲）慰謝料（日額 4100 円）看護料（日額 4000 円ただし自宅看護は 2000 円）後遺障害に対する給付（障害の程度に応じて 75～3000 万円）死亡に対する給付で逸失賃金・慰謝料・葬祭料・死亡にいたるまでの損害にたいして（3000 万円を上限）。

加害者である第三者が不明の場合、加害者が責任保険未加入だった場合も同法で対応する。なお、健康保険等の医療給付や労災の補償給付などの社会保険給付との調整が行われ、併給は認められない。

本給付を「名目の強制民間社会支出」に含める理由：法令に基づき強制加入が前提で、目的が不慮の事故（リスク）であり、給付が治療や所得保障、遺族保障など、社会的な給付である。OECD への照会においてもオーストラリア・ニュージーランド・などに同様の給付が計上されていることがわかっている。

運輸省自動車交通局「自動車損害賠償保険年報」平成 10 年度版より

#### 3 - (1) 会計年度別保険金・共済金の推移 P.31 死亡と傷害の合計給付金額

単位：百万円

	1993	1994	1995	1996	1997
自賠責保険給付	841,153	848,241	851,271	850,467	864,062

### 「中小企業退職金給付」

制度の説明：本制度は昭和 34 年に国の中小企業対策の一環として制定された中小企業退職金共済法（昭和 35 年 5 月 9 日法律第 160 号）に基づき設けられた制度。中小企業者の相互共済と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

給付内容：退職時の退職金給付（勤続年数が長いほど給付額が上がる）

本給付を「名目の任意民間社会支出」に含める理由：法令による制度であり、中小企業の従業員の福祉向上という目的で社会的な給付と考えられること。OECD への照会においても同様の退職金給付は韓国・イタリア・アイルランドにもある。加入が任意であるのでここに含める。

勤労者退職金共済機構の給付経理における退職給付金（損益計算書より）

平成 9 年度 303,361,544,609 円

平成 10 年度 333,479,880,787 円 平成 11 年度 343,521,657,549 円

## 「日本体育・学校健康センター法」による給付

**制度の説明：**日本体育・学校健康センター法にもとづく給付。義務教育諸学校等の管理下における児童、制度等の災害に関する必要な給付をおこなっている。保護者と自治体（市町村）で負担する共済掛け金と国庫補助金を財源とする。

**給付内容：**その大半が医療の現物給付であるが、他に傷害見舞金や死亡見舞金の現金給付がある。

**本給付を「名目の任意民間社会支出」に含める理由：**法令による制度であり、義務教育期間中の児童生徒に限定し社会的な給付と考えられること。OECDへの照会においても任意の加入であることから上記に含まれるとの回答をえている。

国庫補助（災害救済給付補助金　要保護・準要保護児童生徒共済掛け金保護者支出分充当補助金）

平成9年度 総額 19,027,699.993 (千円)

医療費 14,160,439.993

傷害見舞 2,029,460.000

死亡見舞 2,839,800.000

財源 国庫補助金 2,374,735.000

共済掛け金（市町村と保護者で負担） 15,162,888.000

その他

調査先：日本体育・学校健康センター学校安全部業務課

参考決算上の記述 日本体育・学校健康センター補助金歳出 6,589,969.000